

小平市男女共同参画推進審議会の概要

○根拠と目的

- ・市長の附属機関（地方自治法第 202 条の 3）
- ・小平市では、平成 21 年施行の「小平市男女共同参画推進条例」第 18 条で、“市の男女共同参画を推進するため” 設置を規定している。

○小平市での成り立ち

平成 11 年、小平市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」）の前身である「小平市女性施策推進協議会」を設置。平成 13 年、名称を「小平市女性施策推進協議会」から「小平市男女共同参画推進協議会」に改正。

平成 21 年 4 月、小平市男女共同参画推進条例の施行によって、協議会から審議会へ移行し、今年度 5 期目の委員をお願いした。

- 東京都内の諮問機関 設置状況 20 区 / 23 区 23 市 / 26 市

○審議会の構成メンバー

市長が委嘱する委員 10 名以内。（学識経験を有する者 4 名、事業者・団体 2 名、市民 4 名）

任期 : 平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

○所掌事務

小平市男女共同参画推進条例 第 9 条第 2 項の「推進計画の策定に当たって意見を聴く」とともに、第 19 条「市の男女共同参画に関する重要事項について、市長の諮問を受けて審議し、又は市長に意見を述べることができる。」

小平市では、市の男女共同参画推進計画の策定、進捗管理を行うこととし、毎年度、審議会に計画の推進状況を報告。審議会評価・意見を付して公表している。

- 平成 30・31 年度は年 2 回の会議を行う。会議は 2 時間程度。現行計画の進捗管理等。

○小平アクティブプラン 21（小平市の男女共同参画推進計画）の策定経緯と進捗管理

平成 4 年、市は女性施策調整担当（部署）を設置。女性施策を推進する指針として、庁内で「女性施策推進計画」の策定に取り組み始める。平成 5 年、市民を対象とした市民意識実態調査を実施、その後の検討を経て、平成 8 年「小平市女性施策推進計画（小平アクティブプラン 21）」を策定した（計画期間：平成 8～17 年度）。計画は、時代の情勢に応じ改定を 3 回、現在の「小平アクティブプラン 21（第三次小平市男女共同参画推進計画：平成 29 年度～33 年）」に至る。

- 推進状況の管理
 - ・今年度は、第三次計画策定後、初めての推進状況の調査を行う年である。52 の事業項目について調査し、報告する。
 - ・施策ごとに指標を設定しており、年度ごとの達成状況を報告する。
 - ・テーマは多岐にわたり、全庁で実施する。3 つの重点項目についても、推進状況を報告する。

➤ 計画の推進・進行管理の考え方

- ・事業担当課における実施状況を調査し、計画の推進状況を把握して年次報告書を作成
- ・市における「小平市男女共同参画推進本部、推進委員会」（庁内委員会）の審議
- ・附属機関「小平市男女共同参画推進審議会」による評価・意見
- ・公募市民「小平市男女共同参画推進実行委員会」や、市民団体による具体的な事業実施

計画策定期間

年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
(西暦)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
【国】第4次男女共同参画基本計画→		————→				→				
				第4次基本計画					第5次基本計画			
小平市男女共同参画推進計画 (小平アクティブプラン21)	————→			————→								————→
	小平アクティブプラン21【第二次】 平成19～28年度(10年計画)			小平アクティブプラン21【第三次】 平成29～33年度(5年計画)					小平アクティブプラン21【第四次】 平成34～38年度(5年計画)			
		調査	策定									
							調査	策定				

○前【第4期】男女共同参画推進審議会の意見書について

前期審議会の委員から市長に、小平市男女共同参画推進条例第19条に基づく意見書として提出された内容を確認し、平成30年度は4点のうち、＜1＞の2点について参考として取組む。

(資料8参照)

＜1＞ 平成29年度において、留意いただきたいこと

- (1) 市民協働・男女参画推進課と個別事業の担当課の連携の効果に着目すること
- (2) 各年度の事業実施に対する「事業報告」「事業評価」の取り組み方を新たに整備すること

＜2＞ 第三次計画の実施期間中に取り組むことに、留意いただきたいこと

- (1) ジェンダー統計の整備と活用に向けた本格的な取組を
- (2) 男女共同参画センターを男女共同参画の総合拠点とする構想づくりを